

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成26年4月17日(2014.4.17)

【公開番号】特開2012-90252(P2012-90252A)

【公開日】平成24年5月10日(2012.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2012-018

【出願番号】特願2011-53848(P2011-53848)

【国際特許分類】

H 03 H 3/02 (2006.01)

H 03 H 9/02 (2006.01)

H 03 H 9/10 (2006.01)

H 01 L 23/08 (2006.01)

【F I】

H 03 H 3/02 C

H 03 H 9/02 A

H 03 H 9/10

H 01 L 23/08 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月3日(2014.3.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

前記サンドブラスト工程では、前記第1面に耐蝕膜が形成された状態で、前記第1面側から研磨材を吹き付ける請求項1に記載の圧電デバイスの製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項6】

リッド部とベース部とで形成されるキャビティ内に配置された圧電振動片を有する圧電デバイスであって、

前記ベース部は、一対の外部電極が形成される第1面とその第1面の反対側の第2面と、前記第2面に前記第1面と第2面とを結ぶ側面を介して前記外部電極と接続する一対の接続電極と、を備え、

前記第1面と前記第2面とを結ぶ側面の断面は、前記第1面から中央までの第1領域と前記第2面から前記中央への第2領域と前記中央で前記第1領域及び第2領域から外側に突き出ている突出領域とからなる圧電デバイス。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0027】

また、第1実施形態では水晶振動片10がベース部12の第2端面M2に載置されているが、ベース凹部121の内部に収納されてもよい。このとき、接続電極がベースキャスタレーション122a、122bから第2端面M2を介してベース凹部121の底面まで伸びて形成される必要がある。また、この場合にリッド部はリッド凹部が形成されていない平板状となってもよい。

## 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0051】

このような構成によれば、ベース部12に外部電極125a、125b及び接続電極124a'、124b'を形成する際にベース部12に対するクロムの密着性を向上することができる。さらに、リッド部11とベース部12'が低融点ガラスLGにより接合される際に低融点ガラスLGとベース部12'との密着力を向上することができる。

## 【手続補正5】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図3

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【図3】

